

一般競争入札公告（再度公告）

社会福祉法人やまびこ経理規程第69条の規定により、一般競争入札について次のとおり公告する。

本入札は、令和5年4月19日に入札公告し、令和5年5月26日に開札した「特別養護老人ホーム談話館増築工事」の建築仕様の一部を変更した再度公告です。（前回入札に参加しなかった者も、今回の入札に参加できます。）

なお、入札公告期間及び仕様書に対する質問の受付期間等を前回より短縮しているため留意してください。

令和5年6月15日

茨城県石岡市部原784番地1

社会福祉法人 やまびこ

理事長 鈴木 守

1 入札対象工事

- (1) 工事名 特別養護老人ホーム談話館増築工事
- (2) 工事場所 茨城県石岡市部原784番地1
- (3) 工事概要 特別養護老人ホーム増築工事
鉄筋コンクリート造 地上2階建 延床面積 1,053.88平方メートル
増築工事及びこれに付帯する整備・外構工事一式
- (4) 工期 契約の翌日から12ヶ月

2 競争参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づき地方公共団体の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項に基づき、一般競争入札参加資格の認定を単体又は経常建設共同企業体として受けている者であること。
- (3) 建築一式工事について、令和5・6年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付け等級がS等級であること。
- (4) 建築一式工事について、令和5・6年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された年間平均完成工事高が10億円以上であること。
- (5) 一件の規模が、4億円以上の社会福祉施設建築工事について、元請として過去10年以内に施工した実績があること。
- (6) 過去10年以内に対象工事と同種工事の経験を有する主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。
- (7) 茨城県内に建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく本店又は営業所があること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされていないこと。

- (9) 茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (10) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

3 設計業務等の受託者等

- (1) 2(10)の「対象工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

住所 東京都新宿区四谷三栄町4番10号
名称 共同建築・松島設計室 共同企業体

- (2) 2(10)の「受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次に該当する者である。

- ア 株式会社共同建築設計事務所の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
イ 建設業者の代表権を有する役員が株式会社共同建築設計事務所の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

4 競争参加資格の確認

- (1) 対象工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）各1部を持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）により提出し、競争参加資格確認通知書（様式第2号）の交付を受けなければならない。

ア 申請書等の受付日時・場所

- ・令和5年6月15日（木曜日）～ 令和5年6月19日（月曜日）
いずれも10時から16時まで（ただし、土・日は除く。）
- ・石岡市部原784番地1

特別養護老人ホーム 談話館

イ 申請書、資料の作成説明会

実施しない。

- ウ 競争参加者資格の確認は、申請書の提出日現在で行い、その結果は、競争参加資格確認通知書により、原則として2日以内（土・日を除く。）に回答する。

- (2) 競争入札参加資格がないと認められ者は、その理由について説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、次の日時・場所に書面持参のうえ行わなければならない。

- ・令和5年6月15日（木曜日）～ 令和5年6月19日（月曜日）

いずれも10時から16時まで（ただし、土・日は除く。）

- ・石岡市部原784番地1

特別養護老人ホーム 談話館

- (3) 受付日時までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加できない。

5 図面及び仕様書の閲覧等

- (1) 図面及び仕様書は、メールにてデータを送信します。

- ・ 期間 令和5年6月15日～令和5年6月19日
ただし、土・日は除く。

- (2) 図面及び仕様書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き電子メールにより行うこと。

回答は、電子メールにて行う。

- ・ 受付期限 令和5年6月16日
- ・ 回答日 令和5年6月20日
- ・ 提出先 株式会社 共同建築設計事務所
株式会社 JRC松島建築設計室
Eメール : mt-sm.apr.2012@gmail.com

6 現場説明会

実施しない。

7 競争入札の執行の日時及び場所

- ・ 令和5年6月23日（金曜日）午後2時から
- ・ 場所 石岡市部原784番地1
特別養護老人ホーム 談話館 会議室
電話番号 0299-36-6611

落札となるべき同額の入札をした者が二者以上あるときは、ただちに「くじ引き」を行う。

8 予定価格

公表しない。

9 入札方法等

- (1) 入札執行回数 1回
予定価格に達しない場合は、最低価格者が交渉権を得る。
- (2) 提出書類
- ・ 入札書
 - ・ 工事費内訳書（別添作成例に準じて作成するもの）
- (3) 入札に関しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の関係法令を遵守すること。
- (4) 入札書の入札金額欄には、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載すること。

(5) 提出した入札書の引換え、変更又は取り消しを認めない。

10 最低制限価格
設定しない。

11 入札保証金
免除する。

12 工事費内訳書の提出

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(2) 工事費内訳書の様式は、別に定める作成例に準じたものとする。

(3) 提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。

(4) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

13 契約保証金

納付する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付は免除する。

14 請負契約書作成

公共工事標準請負契約約款(甲)等により、契約書を作成するものとする。

15 支払条件

(1) 前払金

公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、5億円まではその4割以内、5億円を超える部分についてはその3割で計算した金額以内の前払金を請求できる。

(2) 中間前払金

中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち2割以内の中間前払金を請求できる。

(3) 部分払

請求できる。ただし、回数は協議して定める。

なお、(2)又は(3)については、いずれか一方のみを請求できるものとする。

16 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。
- ア 入札について不正の行為があった場合
 - イ 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合、又は記名押印のない場合
 - ウ 入札書を2通以上提出した場合
- (2) この公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告で示した入札方法等に違反した入札は無効とする。
- (3) 開札時点において2に掲げる競争参加資格のない者のした入札は無効とする。

17 その他

- (1) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を、本工事の現場に専任で配置すること。
- (2) 提出された資料の返却は行わない。ただし、公表したり、無断で他の目的に使用することはしない。
- (3) 本工事についての連絡先は次のとおりである。

住 所 茨城県石岡市部原784番地1
社会福祉法人 やまびこ
特別養護老人ホーム 談話館

電 話 0299-36-6611

担 当 海東慎行

(様式第1号)

競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

社会福祉法人 やまびこ
理 事 長 鈴 木 守 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

令和5年6月15日付けで公告のありました特別養護老人ホーム談話館の増築工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ないものでないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 競争参加資格確認資料 別紙のとおり

(資料)

競争参加資格確認資料

商号又は名称

(1) 対象工事に係る格付け等級		等級		
(2) 対象工事に係る年間平均完成工事高		億円		
(3) 同種(類似)工事で、かつ、同規模以上の工事の施工実績	工事名			
	工事場所			
	発注機関名			
	契約金額			
	工期			
	受注形態	単体・JV		
	構造形式			
	規模・寸法			
	使用機材			
	特記事項			
(4) 技術者の資格・経験	現住所	氏名	年齢	
	所属会社・勤務場所			
	資格(名称・取得年・登録番号)			
	工事 経験 の概 要	工事名	発注機関名	
		工事場所	契約金額	
	工期	当時の役職		
	工事内容			
(5) 建築業法に基づく本店又は営業所の所在地				
(6) 会社更生法に基づき更生法手続き開始の申立がなされている者ではない。			無・有	
(7) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者ではない。			無・有	

(注) 1 公告において明示した資格があることを判断できる必要最小限の項目について記載すること。

2 (6)から(7)は、該当するものに○印を付すること。

3 共同企業体の場合は、すべての構成員について作成すること。

4 この書類に次の書類を添えて提出すること。

① 施工実績の確認に要する書類・・・工事実績情報システム(CORINS)(竣工時のものに限る。)又は契約書の写し(工事概要等の判断が困難な場合には、工事概要書等の写しを添付すること。)

② 配置予定技術者の資格・施工実績の確認に要する書類

(ア) 資格認定証明書、監理技術者資格者証の写し

(イ) 工事実績情報システム(CORINS)又は現場代理人及び主任(監理)技術者等選(改)任通知書の写し

5 (3)同種(類似)工事で、かつ、同規模以上の工事の施工実績には、競争参加資格確認申請の受付期間の末日から起算して当該工事の契約日が公告において明示した期間内のものを記載すること。

競争参加資格確認通知書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者 殿

社会福祉法人 やまびこ
理事長 鈴木 守

先に申請のあった特別養護老人ホーム談話館増築工事に係る競争参加資格について、下記の通り確認したので通知します。

なお、競争参加資格がないと通知された方は、当方に対し競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

記

公 告 日	年 月 日
競争参加資格の 有・無	有 ・ 無
	競争参加資格がないと認めた理由

(注意) 1 入札参加者は、この通知書の交付を受けていないと図面及び仕様書の閲覧ができません。

2 参加資格がないと認められ、その理由について説明を求める場合は、その旨を記載した書面(様式自由)を持参してください。

- ・ 日 時 令和5年6月15日(木曜日)～令和5年6月19日(月曜日)
10時から16時まで
(ただし、土・日及び12時から13時を除く。)
- ・ 石岡市部原784番地1
特別養護老人ホーム 談話館

別記

工事費内訳書作成例(建築版)

作成日: ○年○月○日

工事費内訳書

(工事名称)

(商号又は名称)

(代表者名)

印

工事区分・工種・種別・細別・規格	数量	単位	金額	摘要
直接工事				
直接仮設工事	1	式	7,313,800	
土工事	1	"	23,265,025	
地業工事	1	"	395,836	
コンクリート工事	1	"	15,700,553	
型枠工事	1	"	17,292,397	
鉄筋工事	1	"	13,350,138	
鉄骨工事	1	"	4,730,145	
既製コンクリート工事	1	"	957,402	
防水工事	1	"	3,632,152	
タイル工事	1	"	2,634,231	
木工事	1	"	4,345,543	
金属	1	"	12,656,937	
雑工事	1	"	15,340,000	
直接工事費計			121,614,159	
			121,614,000	
共通費				
共通仮設費	1	式	9,026,000	
現場経費	1	"	15,232,000	
一般管理費等	1	"	19,140,000	
共通費計			43,398,000	
合計			165,012,000	
見積価格			165,010,000	

※作成にあたっては、裏面「工事費内訳書作成に関する注意事項」に留意すること。

(裏面)

「工事費内訳書作成に関する注意事項」

- 1 工事費内訳書は、入札（見積）書に記載する見積金額の内訳を記載するものであり、適切な原価計算に基づき積算した結果を記載するものとする。
- 2 A4版（縦使い又は、横使いいずれでも可）とする。また、複数枚になってもよい。
- 3 工事費内訳書は、作成日、工事名称、商号・代表者名（印）を記した表紙を別葉とすることができる。
ただし、閲覧用図書の工事概要書（写しを含む。）あるいは、見積書を表紙として使用してはならない。
- 4 最下欄の見積価格は、入札（見積）書の見積金額と一致していること。
- 5 内訳は、各工事の閲覧用図書に参考資料として添付されている本工事費内訳書の細別・規格程度まで記載することを目安とする。
（閲覧用図書の工事数量総括（内訳表）（種別及び数量の一式レベル）よりも詳細な内訳であることに十分留意すること。（ただし、閲覧用図書の工事費内訳書の数量欄が一式表示である場合は、この限りでない。））
- 6 当該工事の閲覧用図書の参考資料として添付されている本工事費内訳書を利用して単価、金額欄を記入したものを添付してもよい。
この場合、工事価格欄の摘要欄に、「見積価格（入札書の見積金額）」と記入するものとする。なお、見積価格は、消費税相当額を含まない額とすること。
- 7 工事費内訳書は、積算の内訳を明らかにするものであることから端数処理の場合を除いて、「値引き」や「割引」など理由のない減額項目を記載しないこと。
- 8 工事費内訳書の記載に不備等があったときは、説明を求める場合がある。